

○請負工事の検査及び評定に関する準則

[平成17年10月1日準則第33号]
【沿革】平成19年6月29日準則第17号(イ)
平成20年4月18日準則第12号(ロ)
平成22年4月1日準則第9号(ハ)
平成22年9月30日準則第25号(ニ)
平成23年12月1日準則第28号(ホ)
平成24年10月29日準則第39号(ヘ)
平成27年7月1日準則第17号(ト)
平成28年6月29日準則第11号(チ)
平成29年6月21日準則第9号(リ)
平成30年6月21日準則第10号(ヌ)

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 検査手続等（第7条—第9条）
- 第3章 検査の実施（第10条—第17条）
- 第4章 合格認定及び評定（第18条—第27条）(ロ)
- 第5章 雑則（第28条—第31条）

附則

- 第1章 総則
(通則)

第1条 首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が工事を請負に付する場合における請負契約の履行を確認するための検査（以下「検査」という。）及び検査の結果に基づく請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に関しては、この準則の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。(イ)(ト)

- 一 契約責任者 契約規則（平成17年社則第15号）第3条第1号に規定する契約責任者をいう。
- 二 検査責任者 契約規則第3条第3号に規定する検査責任者をいう。
- 三 検査員 検査責任者から検査の実施を命ぜられた者をいう。
- 四 検査員等 検査責任者及び検査員をいう。
- 五 局等 局及び本部をいう。
- 六 総括監督員 工事監督準則（平成17年準則第31号。以下「監督準則」という。）第2条第1項に規定する総括監督員をいう。
- 七 現場監督員 監督準則第2条第1項の規定により現場監督員と定められた者をいう。
- 八 主任監督員 監督準則第2条第1項の規定により現場監督員のうちから主任監督員と定められた者をいう。
- 九 設計図書 図面、仕様書、工事請負現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。(ヌ)

- 一 しゅん功検査 工事の完成を確認するために行う検査
- 二 一部しゅん功検査 工事の完成前に、その一部の引渡しを行う場合において、当該部分の工事の完成を確認するために行う検査
- 三 中間検査 工事の施工期間中に、総括監督員が指定する部分に対して行う検査

(検査の機関)

第4条 技術部工事検査室長は、検査責任者として、工事のしゅん功検査、一部しゅん功検査及び中間検査の検査事務を所掌する。(イ)(ト)

2 検査責任者は、自ら検査を実施するほか、技術部工事検査室に所属する者に、しゅん功検査、一部しゅん功検査及び中間検査の実施を命ずることができる。(ト)

(評定の内容)

第5条 評定は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるところにより行うものとする。(イ)(ホ)

- 一 工事成績 工事の施工体制、施工状況、工事目的物の品質等の評価
- 二 工事の技術的難易度 構造物条件、技術特性等工事内容の難しさの評価
- 三 技術提案等 企業からの技術提案、VE提案及び同提案に基づく工事施工状況、工事目的物の品質等の評価
(厳正の保持)

第6条 検査員等は、検査に必要な知識及び技術の修得に努めるとともに、厳正にその職務を行わなければならない。

(イ)

第2章 検査手続等

(検査の時期及び実施回数)(ヌ)

第7条 しゅん功検査又は一部しゅん功検査は、受注者からしゅん功通知書又は一部しゅん功通知書の提出を受けた日から起算して14日以内に行うものとする。(イ)(ホ)

- 2 中間検査は、その対象となる工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点において行うものとする。(ヌ)
- 3 前項の中間検査の回数は、工事の工期又は重要度に応じて、総括監督員が検査責任者と協議して定めるものとする。
ただし、当初契約金額1億円以上の工事については、やむを得ない場合を除き、その回数は2回以上とする。(ヌ)

(検査予定表の提出)

第8条 総括監督員は、翌月分の検査予定表を毎月15日までに検査責任者に提出するものとする。(イ)

- 2 翌月分の検査予定表の様式は、細則で定める。(イ)(ヘ)

(検査日の決定等)

第9条 検査責任者は、前条の検査予定表について期日等の調整を行い、検査の実施日を決定しなければならない。この場合において、検査責任者は、毎月末までに検査の実施日を前条の規定に基づき検査予定表を提出した総括監督員に通知するものとする。

- 2 総括監督員は、前項の検査の実施日の7日前までに、しゅん功検査及び一部しゅん功検査にあつては工事内容を記した資料を、中間検査にあつては中間検査依頼書及び工事内容を記した資料を検査責任者に送付するものとする。(イ)
- 3 前項の工事内容を記した資料とは、契約内容、設計図面、工事概要、検査範囲等を記載したものとする。(イ)
- 4 総括監督員は、第1項の通知を受けた後、検査日通知書を受注者に通知するものとする。(イ)(ホ)
- 5 中間検査依頼書、工事内容を記した資料及び検査日通知書の様式は、細則で定める。(イ)(ヘ)

第3章 検査の実施

(検査に関する通則)

第10条 検査員等は、検査に当たっては、契約書及び設計図書により工事の実態を十分把握するとともに、現場において実地に調査を行い、適正な検査をしなければならない。(イ)

(工事関係者の協力)

第11条 検査員等は、検査を行うに当たって必要があると認めるときは、当該検査の対象となる工事の関係者に対し、書類及び物件の提示若しくは提出又は事実の証明若しくは人員、資器材等の提供を求めることができる。(イ)

(備付書類等)

第12条 主任監督員は、検査に際し、受注者に指示して次の各号に掲げる書類等で、当該工事に係るものを提出させなければならない。(ホ)

- 一 契約書(写し)及び工事請負現場説明書(写し)
- 二 金額を記載しない設計書(写し)及び図面
- 三 施工計画書、作業計画書及び実施工程表
- 四 工事打合せ簿
- 五 工事週報
- 六 材料検査に関する書類
- 七 支給材料及び貸与品に関する書類
- 八 原寸及び仮組立に関する書類
- 九 出来形図表
- 十 現場検査カード
- 十一 材料計算書
- 十二 設計計算書
- 十三 その他検査に必要な書類、記録、写真等

十四 しゅん功図書

(立会)

第13条 検査員等は、検査に当たり、受注者の現場代理人及び監理技術者のほか、必要に応じ、当該現場代理人を指導監督する立場にある者の立会を求めるものとする。(イ)(ホ)

2 検査員等は、検査に当たり、当該工事の受注者のほか、必要に応じ当該工事に関連する他の工事の受注者の立会を求めるものとする。(イ)(ホ)

3 当該検査の対象となる工事を所掌する主任監督員及び現場監督員は、検査に立会うものとする。

4 検査員等は、必要に応じ、保全・交通部、プロジェクト部及び財務部（以下「本社関係部」という。）並びに当該工事を所掌する局等の関係社員に検査の立会を求めるものとする。(イ)(ニ)(ト)

(検査の内容)

第14条 検査員等は、検査に当たっては、工事目的物の施工管理、出来形、品質及び出来ばえを対象とし、設計図書と対比してその適否を判断するものとする。(イ)

(実施方法)

第15条 検査員等は、工事目的物の出来形、品質又は出来ばえについて検査時において明視できない部分又は明視できても測定が困難と判断される部分については、工事中の写真、実測資料、出来形図表等により当該部分の検査を行うことができる。(イ)(ロ)

2 検査員等は、工事目的物の出来形等の数量が多い場合においてその種類及び規格が同一であるときは、その一部を抽出して検査を行うことができる。

3 検査員等は、検査の実施に当たって設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において必要があると認められるときは、工事目的物の破壊又は分解の方法により検査を行うことができる。(イ)

(疑義が生じた場合の措置)

第16条 検査員は、検査にあたり、疑義が生じたときは、総括監督員又は主任監督員の意見を徴して検査責任者に申し出なければならない。

2 検査責任者は、検査員から前項の申出があったときは、当該申出の事項を調査し、必要な措置を取らなければならない。

(設計及び施工に対する改善意見) (イ)

第16条の2 検査責任者は、検査を通して設計及び施工に関して改善の必要を認めたときは、関係する部等（組織規則（平成17年社則第4号）第2条に規定する部等をいう。以下同じ。）及び局等の長に提言するものとする。(イ)(ト)

(結果の報告)

第17条 検査員は、検査を終了したときは、速やかにその結果を検査報告書により、検査責任者に報告しなければならない。(イ)

2 検査報告書の様式は、細則で定める。(イ)(ハ)(ヘ)

第4章 合格認定及び評価 (ロ)

(合格認定) (イ)(ロ)(ヘ)

第18条 検査責任者は、前条第1項の規定による報告に基づき当該工事の請負契約の履行につき、工事目的物の出来形、品質及び出来ばえが、設計図書に適合すると判断される場合は、合格を認定するものとする。(イ)(ロ)

2 検査責任者は、前項に規定する認定をした後、工事検査調書を作成するとともに、中間検査の場合を除き、受注者に対しては、工事検査結果通知書及び工事検査調書により結果を通知し、契約責任者に対しては、工事検査調書及び検査結果通知書の写しを、総括監督員に対しては、検査結果通知書、工事検査結果通知書の写し及び工事検査調書の写しをそれぞれ送付するとともに、主任監督員に対して当該認定の報告を行うものとする。(イ)(ロ)(ハ)(ホ)(ヘ)

3 工事検査調書、検査結果通知書及び工事検査結果通知書の様式は、細則で定める。(イ)(ロ)(ハ)(ヘ)

(評価手続)

第19条 主任監督員は、前条第2項に規定する報告を受けた後、速やかに工事成績採点カード（主任監督員用）及び工事技術的難易度評価表によって評価を行い、当該成績を工事成績評価表及び工事成績採点表の主任監督員記入欄に記入し、これらを工事成績採点カード（主任監督員用）及び工事技術的難易度項目別評価表とともに総括監督員に提出する。ただし、一部しゅん功検査又は中間検査について工事成績評価表及び工事成績採点表を作成する必要がないと検査責任者が判断した場合は、この限りでない。(イ)(ロ)(ハ)(ヘ)

2 総括監督員は、前項より提出を受けた工事成績評価表、工事成績採点表、工事成績採点カード（主任監督員用）及び工事技術的難易度評価表を勘案の上、工事成績採点カード（総括監督員用）によって評価を行い、当該成績を工事成績評価表及び工事成績採点表の総括監督員記入欄に記入し、工事成績評価表、工事成績採点表を検査員に、工事成績採

点カード（主任監督員用）、工事成績採点カード（総括監督用）及び工事技術的難易度評価表を検査責任者に送付するものとする。(イ)(ロ)(ヘ)

- 3 検査員等は、前条第1項に規定する認定をした後、速やかに工事成績採点カード（検査員用）によって評定を行い、第1項本文に該当する場合にあっては、総括監督員から検査責任者に送付があった工事成績評定表及び工事成績採点表に工事成績を記入し、検査責任者に提出するものとし、同項ただし書に該当する場合にあっては、工事成績採点カード（検査員用）を検査責任者に提出するものとする。(イ)(ロ)(ハ)(ヘ)
- 4 検査責任者は、第1項から前項までに規定する手続を経た後、評定を行い、細則で定める基準に基づき工事成績評定点を算定し、工事成績評定表及び工事成績採点表を作成するものとする。ただし、第1項ただし書に該当する場合にあっては、細則で定める基準に基づき工事成績採点表（一部しゅん功検査）又は工事成績採点表（中間検査）を作成するものとする。(ハ)(リ)
- 5 工事成績採点カード（主任監督員用）、工事成績採点カード（総括監督員用）、工事成績採点カード（検査員用）、工事技術的難易度評価表、工事成績評定表、工事成績採点表、工事成績採点表（一部しゅん功検査、しゅん功検査）及び工事成績採点表（中間検査）の様式は、細則で定める。(イ)(ハ)(ヘ)(リ)
(評定結果の通知)(ホ)(ヘ)

第20条 検査責任者は、前条に規定する手続が終了したときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める書面により評定の結果を通知又は送付するものとする。(イ)(ロ)(ホ)(ヘ)

- 一 受注者 工事成績評定通知書（一部しゅん功検査において検査責任者が評定の結果を通知する必要がないと判断した場合及び中間検査の場合は除く。）
 - 二 契約責任者 工事成績評定通知書の写し（一部しゅん功検査において検査責任者が評定の結果を通知する必要がないと判断した場合及び中間検査の場合は除く。）
 - 三 総括監督員 工事成績評定表の写し及び工事成績採点表（一部しゅん功検査において検査責任者が評定の結果を通知する必要がないと判断した場合は工事成績採点表（一部しゅん功検査）、中間検査の場合は検査結果通知書及び工事成績採点表（中間検査））
- 2 前項に定めるもののほか、検査責任者は、工事評定点が著しく低い場合は、保全・交通部長又はプロジェクト部長のうち当該工事を所掌する部の長（以下「本社担当部長」という。）及び財務部長に工事成績評定点を通知するものとする。(ハ)(ト)
 - 3 工事成績評定通知書の様式は、細則で定める。(イ)(ヘ)
(評定の修正)

第21条 検査責任者は、評定の結果を通知した後、評定を修正すべきと認める場合は工事成績評定表又は工事成績採点表の修正を行い、当該評定表に関して、第19条に規定する手続を経るものとする。(ロ)(ヘ)

- 2 検査責任者は、前項に規定する修正をしたときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める書面により評定の結果を通知又は送付するものとする。(イ)(ホ)(ヘ)
 - 一 受注者 工事成績評定通知書（修正）
 - 二 契約責任者 工事成績評定通知書（修正）
 - 三 総括監督員 それぞれ次に定める書面
 - イ 工事成績評定表（修正）
 - ロ 工事成績採点表（修正）（工事成績採点表に修正があった場合に限る。）
- 3 前項に定めるもののほか、検査責任者は、工事評定点が著しく低い場合は、本社担当部長に工事成績評定点（修正）を通知するものとする。(ハ)
- 4 工事成績評定通知書（修正）の様式は、細則で定める。(イ)(ヘ)
(説明請求等)

第22条 受注者は、第20条第1項及び前条第2項による通知を受けた日から14日以内に、通知を行った検査責任者に対して評定の内容について書面により説明を求めることができる。(イ)(ロ)(ホ)

- 2 検査責任者は、前項による説明を求められたときは、当該工事の検査員、総括監督員及び主任監督員から意見を徴して書面により回答するものとする。
- 3 検査責任者は、前項の回答に当たっては、次条に定める工事成績評定評価委員会に意見を求めることができるものとする。(イ)
(工事成績評定評価委員会)(イ)

第22条の2 工事成績評定評価委員会は、前条第1項の説明を求められたとき、評定を審議することを目的として、必要の都度、設置するものとする。(イ)

- 2 工事成績評定評価委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は技術部工事検査室長とする。委員は、次に掲

げる職にある者をもってあてる。(イ)(ニ)(ハ)(ト)

当該工事の総括監督員

当該工事の主任監督員

技術部工事検査室工事検査課長

技術部技術企画課長

その他委員長の指名した者

3 会議は、委員長が招集する。(イ)

4 委員会の庶務は、技術部工事検査室において行う。(イ)(ト)

(再説明請求)

第23条 第22条第2項の回答を受けた受注者は、当該回答を受けた日から14日以内に、回答をした検査責任者に対して書面により再説明を求めることができる。(イ)(ホ)

2 検査責任者は、前項の再説明を求められたときは、次条に定める工事成績評定審査委員会の審議を経て回答するものとする。(イ)(ロ)

(工事成績評定審査委員会)

第23条の2 工事成績評定審査委員会は、前条第1項の再説明を求められたとき、評定を審議することを目的として、その都度、設置するものとする。(イ)

2 工事成績評定審査委員会の委員は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、工事検査を所掌する役員が委嘱する。(イ)(ト)(チ)

3 委員会は3名以上5名以下の委員で組織し、委員長は、委員の中から工事検査を所掌する役員が委嘱する者とする。委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。(イ)(ト)(チ)

4 委員会の会議は、委員長が招集する。委員会の会議は、委員長及び委員長を含めた過半数の委員の出席により開催することができる。(イ)

5 委員会は、前項の審査を終えたときは、意見書を作成し、その結果について、工事検査を所掌する役員に報告するものとする。(イ)(ト)(チ)

6 委員会の庶務は、技術部工事検査室において行う。(イ)(ト)

(合格を認定できない場合の措置)(ロ)

第24条 検査責任者は、検査の結果、第18条第1項に規定する認定をすることができず、工事目的物の出来形、品質又は出来ばえについて修補を必要と認めた場合は、契約責任者の承認を得て相当の期限を定めて受注者に対し、修補命令書により修補を命ずるものとする。ただし、軽微な修補が必要な場合については、検査員等は、現地において修補指示書により修補を指示することができる。(イ)(ホ)(ハ)

2 検査責任者は、前項本文の規定により修補を命じた場合、受注者から工事修補請書を徴するものとする。(イ)(ホ)(ハ)

3 検査責任者は、第1項本文の規定により修補を命じたときは、契約責任者にその旨を通知し、修補命令書及び工事修補請書の写しを契約責任者、本社担当部長及び総括監督員に送付するものとする。(ハ)

4 合格を認定することができない場合において、修補することが著しく困難であると判断されるとき、又は過分の費用を要すると判断されるときは、検査責任者は工事目的物が保有すべき「使用目的との適合性」、「構造物の安全性」及び「耐久性」との適合を照査させ、補強又は改造による措置の検討を指示するものとする。(イ)(ロ)

5 修補命令書、修補指示書及び工事修補請書の様式は、細則で定める。(ロ)(ハ)

(修補を命じた場合の受注者への通知等)(ハ)

第25条 検査責任者は、前条第1項本文の規定により修補を命じた場合においては、第18条から第20条までの規定の例により、工事成績評定表及び工事成績採点表を作成し、受注者に対し、工事成績評定通知書による評定の結果の通知を行うものとする。ただし、検査責任者が評定の結果を通知する必要があると判断した場合は、この限りでない。(イ)(ロ)(ハ)

2 検査責任者は、前項に規定する手続が終了したときは、速やかに工事成績評定表の写しを総括監督員に送付するとともに、必要に応じ、本社担当部長に送付することができるものとする。(ハ)

3 第21条から第23条の2までの規定は、前項の場合についても準用する。(イ)(ロ)(ハ)

(修補の完了)

第26条 検査責任者は、第24条第1項本文の修補命令書による修補が完了した場合は、受注者に修補完了通知書を提出させるものとする。(イ)(ホ)

2 主任監督員は、第24条第1項ただし書きの修補指示書による修補が完了した場合は、受注者から修補完了届を提出させるものとする。(イ)(ホ)

- 3 主任監督員は、前項の修補完了届を受理したときは、現地等を確認の上、修補完了を総括監督員に報告するものとする。(イ)(ロ)
 - 4 総括監督員は、前項の修補完了の報告を受け、修補の結果等が適正と認められるときは、修補完了報告書を検査責任者に送付するものとする。(イ)
 - 5 検査責任者は、前項の修補完了報告書の送付を受けた場合において、修補が完了したと認められるときは、合格を認定する。ただし、検査責任者が現地調査が必要と判断した場合は、検査員等に現地にて修補の確認をさせた上で、合格を認定する。(ハ)
 - 6 修補完了通知書、修補完了届及び修補完了報告書の様式は、細則で定める。(イ)(ヘ)
(修補後の検査)
- 第27条 第24条第1項本文の規定により検査責任者が修補を命じ、受注者から第26条第1項に規定する修補完了通知書が提出されたときは、検査員等は当該修補に係る事項のみについて再検査を行うものとする。(ホ)
- 2 第7条から第26条までの規定は、前項の検査について準用する。(イ)
- 第5章 雑則
- (検査事務の総合調整)
- 第28条 技術部工事検査室長は、会社において実施される工事の検査事務の総合調整を行うものとする。(ト)
 - 2 技術部工事検査室長は、必要に応じ、検査の実施状況について調査を行うとともに、検査に関して指導助言をすることが出来る。(ト)
 - 3 技術部工事検査室長は、四半期ごとに会社全体の工事検査実施状況報告書を取りまとめ、工事検査を所掌する役員に報告するとともに、契約責任者及び本社関係部の長に送付するものとする。(イ)(ト)(チ)
 - 4 工事検査実施状況報告書の様式は、細則で定める。(イ)(リ)
(軽易な工事の検査の特例) (イ)
- 第29条 次の各号に定める工事の検査については、第2項から第5項までによるものとする。(イ)(ロ)(ハ)
- 一 単価について予定価格を設定する契約のうち、次に掲げる工事（以下「単価工事」という。）
 - イ 土木維持補修に係る工事
 - ロ 道路清掃に係る工事
 - ハ 電気通信設備維持補修に係る工事
 - ニ 機械設備維持補修に係る工事
 - ホ 建築維持補修に係る工事
 - ヘ 事業用地及び代替地を管理保全するため実施する工事
 - 二 請負金額が250万円を超えない工事
- 2 検査の内容及び実施方法は、次の各号及び第15条によるものとする。ただし、前項第1号に定める工事に係る検査の内容及び実施方法について、仕様書その他の設計図書に別の定めがある場合は、この限りでない。(イ)(ロ)(チ)
 - 一 施工管理の検査
施工管理の検査は、契約書の履行状況、工程管理、安全管理及び工事施工状況に関する各種の書類及び記録写真等と設計図書を対比して行う。
 - 二 出来形の検査
出来形の検査は、出来形図表及び現地計測結果と設計図書とを対比して行う。
 - 三 品質の検査
品質の検査は、工事目的物の品質、品質管理記録及び現地計測結果と設計図書とを対比して行う。
 - 四 出来ばえの検査
出来ばえの検査は、工事目的物の仕上がり面、とおりなどの外観について、現地観察、明視できない部分については書類及び記録写真により行う。
 - 3 検査員等は、当該工事の請負契約の履行につき、工事目的物の出来形、品質及び出来ばえが、設計図書に適合すると判断される場合は、合格を認定するものとする。(イ)(ロ)
 - 4 検査員等は、検査の合格を認定したときは、工事完成の通知を受けた書類に合格である旨を明示し、又は工事検査調書（軽易）を作成し、受注者に検査結果を通知する。(イ)(ロ)(ホ)
 - 5 検査の結果、合格を認定することができない場合は、修補完了後に再検査を行うものとし、修補することが著しく困難であると判断されるとき、又は過分の費用を要すると判断されるときは、検査員等は工事目的物が保有すべき「使用目的との適合性」、「構造物の安全性」及び「耐久性」との適合を照査させ、補強又は改造による措置の検討を指示するものとする。(イ)(ロ)

6 工事検査調書（軽易）の様式は、細則で定める。(ロ)(ハ)

(単価工事の評定手続)(ロ)

第29条の2 主任監督員は、単価工事において、検査員等が当該工事の請負契約期間中に施工指示書により指示された全ての工事の合格を認定した後、速やかに工事成績採点カード（主任監督員用）及び工事技術的難易度評価表によって評定を行い、当該成績を工事成績評定表（単価）及び工事成績採点表（単価）の主任監督員記入欄に記入し、これらを工事成績採点カード（主任監督員用）及び工事技術的難易度評価表とともに総括監督員に提出するものとする。(ロ)(ハ)(リ)

2 総括監督員は、前項により提出を受けた工事成績評定表（単価）、工事成績採点表（単価）、工事成績採点カード（主任監督員用）及び工事技術的難易度評価表を勘案の上、工事成績採点カード（総括監督員用）によって評定を行い、当該成績を工事成績評定表（単価）及び工事成績採点表（単価）の総括監督員記入欄に記入し、工事成績評定表（単価）、工事成績採点表（単価）を検査員に、工事成績採点カード（主任監督員用）、工事成績採点カード（総括監督員用）及び工事技術的難易度評価表を検査責任者に送付するものとする。(ロ)(ハ)(リ)

3 検査員は、検査員等が当該工事の請負契約期間中に施工指示書により指示された全ての工事の合格を認定した後、速やかに工事成績採点カード（検査員用）によって評定を行い、総括監督員から検査責任者に送付があった工事成績評定表（単価）及び工事成績採点表（単価）に工事成績を記入し、検査責任者に提出するものとする。(ロ)(ハ)(リ)

4 検査責任者は、第1項から前項までに規定する手続を経た後、評定を行い、細則で定める基準に基づき工事成績採点定点を算出し、工事成績評定表及び工事成績採点表（単価）を作成するものとする。(ハ)(リ)

5 前項の規定にかかわらず、検査責任者は、必要と認めるときは、当該工事の請負契約の期間中は、いつでも、評定を行い、細則で定める基準に基づき工事成績採点表（単価・中間評定）を作成することができるものとする。(ハ)(リ)

6 工事成績採点表（単価）及び工事成績採点表（単価・中間評定）の様式は、細則で定める。(ハ)（単価工事の評定結果の通知）(ハ)

第29条の3 検査責任者は前条に規定する手続が終了したときは、次の各号に掲げるものに対し、当該各号に定める書面により評定の結果を通知するものとする。(ハ)(リ)

一 受注者 工事成績評定通知書

二 契約責任者 工事成績評定通知書の写し

三 総括監督員 検査結果通知書、工事成績評定表（単価）の写し及び工事成績採点表（単価）の写し

四 本社担当部長 工事成績評定表（単価）の写し、工事成績採点表（単価）の写し及び検査結果通知書の写し（単価工事の評定の修正等）(ハ)

第29条の4 検査責任者は、前条に規定する通知をした後、評定を修正するべきと認める場合は工事成績評定表の修正を行い、当該評定表に関して、必要に応じて、第29条の2第1項、第2項及び第3項に規定する手続を経るものとする。(ロ)(ホ)(ハ)

2 検査責任者は、前項に規定する修正を終了したときは、受注者に対しては、工事成績評定通知書（修正）により通知し、契約責任者に対しては、工事成績評定通知書（修正）を送付するものとする。(ハ)

3 受注者は、前条又は前項に規定する通知を受けた日から14日以内に、通知を行った検査責任者に対して評定の内容について書面により説明を求められることができるものとする。(ロ)(ホ)(ハ)

4 検査責任者は、前項による説明を求められたときは、当該工事の検査員、総括監督員及び主任監督員から意見を徴して書面により回答するものとする。(ロ)

5 検査責任者は、前項の回答に当たっては、第22条の2に定める工事成績評定評価委員会に意見を求めることができるものとする。(ロ)

6 第3項の回答を受けた受注者は、当該回答を受けた日から14日以内に、回答をした検査責任者に対して書面により再説明を求められることができる。(ロ)(ホ)(ハ)

7 検査責任者は、前項の再説明を求められたときは、第23条の2に定める工事成績評定審査委員会の審議を経て回答するものとする。(ロ)

(特例)

第30条 契約金額が500万円以下の工事については、工事成績評定表及び工事成績採点表の作成を省略することができる。(ロ)

第31条 この準則を実施するため必要な事項は、細則で定める。(イ)

附 則

この準則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 （平成19年6月29日準則第17号）(イ)

この準則は、平成19年7月2日から施行する。

附 則 (平成20年4月18日準則第12号) (ロ)

この準則は、平成20年4月18日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日準則第9号) (ハ)

この準則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月30日準則第25号) (ニ)

この準則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月1日準則第28号) 抄(ヘ)

(施行期日)

第1条 この準則は、平成23年12月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この準則の施行前に契約手続を開始した契約については、なお従前の例によることができるものとする。

附 則 (平成24年10月29日準則第39号) (ヘ)

(施行期日)

第1条 この準則は、平成24年10月29日から施行し、平成24年9月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この準則の施行前に契約手続を開始した契約については、なお従前の例によることができるものとする。

附 則 (平成27年7月1日準則第17号) (ト)

この準則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月29日準則第11号) (チ)

この準則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月21日準則第9号) (リ)

この準則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月21日準則第10号) (ヌ)

この準則は、平成30年7月1日から施行する。